

令和2年度 榎塚台小学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめの定義

— 法的に定められているもの —

「いじめ防止対策推進法」より

<総則 第二条 定義>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをふくむ。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「文部科学省 いじめの定義」より

「いじめ」とは、いじめられている児童と一定の人的関係にある他の児童⁽¹⁾がおこなう心理的・物理的な⁽²⁾影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものも含む）で、いじめられている児童が心身の苦痛を感じているもの⁽³⁾をいう。

⁽¹⁾ 「一定の人的関係」とは、同じ学校に通っているだけでなく、同じ習い事に通っている児童についても当てはまる。

⁽²⁾ 「心理的・物理的な影響」とは、身体的な苦痛の他、金品をたかられたり、ものを隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

⁽³⁾ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられている児童の立場に立つことが必要。

— 本校職員で共通理解したいこと —

いじめは絶対に許される行為ではない 毅然とした対応を！

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。いじめの積極的な認知は、いじめ対応の第一歩である。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

○子どもは「いじめはしてはいけないもの」と言葉では知っている。しかしながらいじめは起こってしまう。では何故起こってしまうのか。その要因として、以下の二つが考えられる。

一つめは、いじめと認識しながら意識的にいじめ行為を行っている場合である。その場合、「いじめは許されない」という指導だけでなく、加害児童が抱えている複雑な事情や背景にあるものを考慮にいった指導が必要である。

二つめは、自分が行っている行為又は、自分のまわりで起こっていることがいじめであるとわからない場合である。

教職員の鋭い視点でいじめを見抜き、その行為がいじめであるということを踏まえた指導が必要である。その為には、日頃から「嫌なことを素直に言える」「嫌なことを我慢せずに話し合える」という雰囲気も必要である。また、当事者間でいじめを解決するだけでなく、その他の児童も含めて自分自身を振り返る場をつくり、人としてのあり方や生き方を子どもと教職員・保護者とともに考えていかなければならない。

2. いじめの未然防止について

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 特に配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童・海外から帰国した児童や外国人、外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童）等については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (3) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (4) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (6) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (7) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (9) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりの学びを保障する授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (10) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

3. いじめの早期発見に向けて

いじめは大人の見えにくいところで発生しており、学校・家庭・地域がそれぞれに実態の把握に努める。

- (1) 常日頃より、子どもとの信頼関係の構築に努める。
- (2) 子ども同士の遊びや言動、人間関係などに常にアンテナを巡らせ、小さな信号を見落とさないようにする。「変だな」と感じた時は、メモ、観察、情報収集などを行い、事実の確認をする。
- (3) 教師集団の日頃からの情報交換を心がける。
- (4) 保護者と情報を共有する。
- (5) 地域と日常的に連携する。

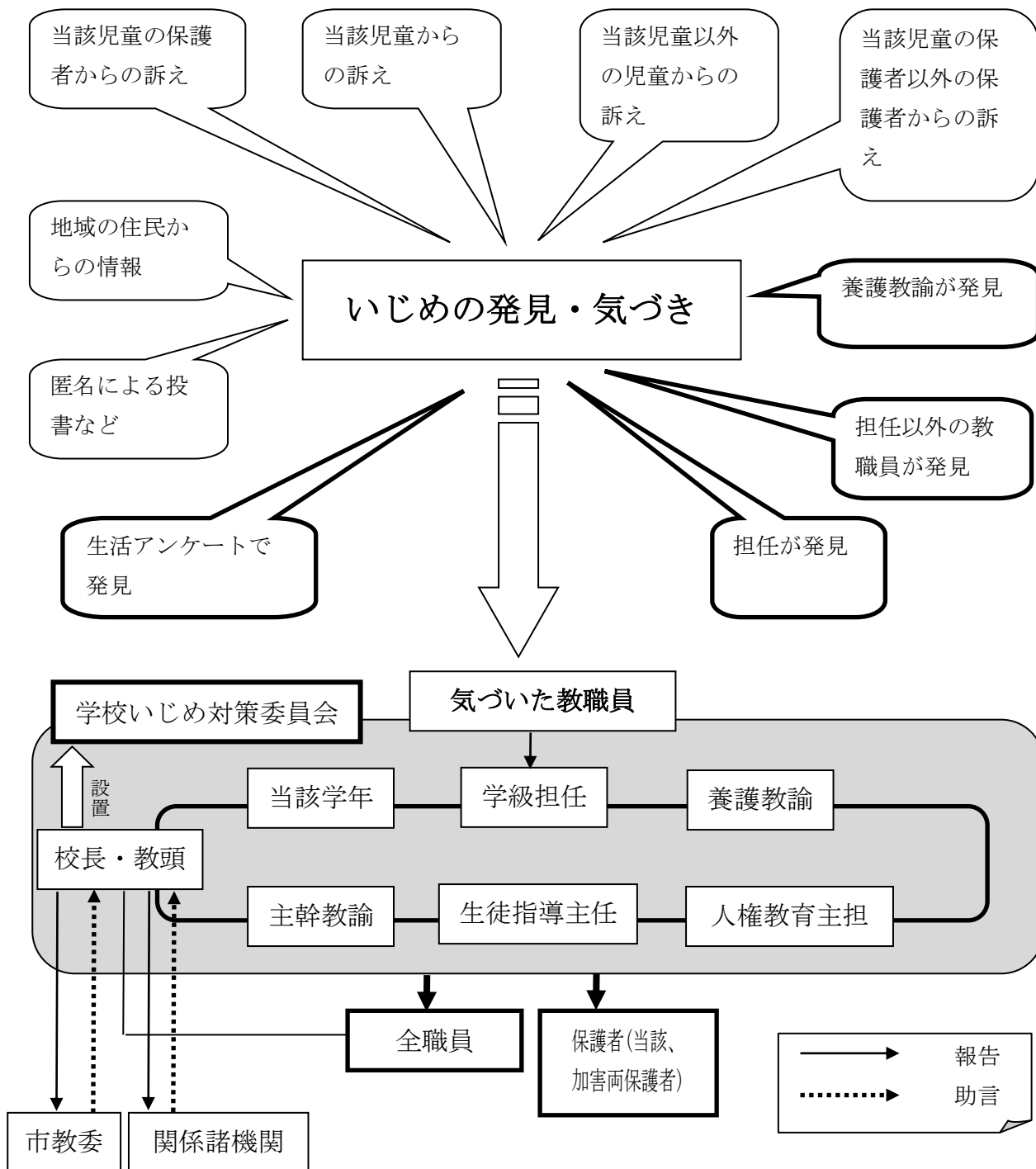
4. 学校生活に関するアンケートの実施

1学期、2学期、3学期の計3回、学校生活に関するアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、学校生活に関するアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

5. いじめの対応（校内組織について）

・いじめの発見やいじめの疑いがある場合の組織対応として位置付けている。

[連絡体制]



「学校いじめ対策委員会」の設置および校内研修について

校長・教頭・教務・生徒指導主任・いじめ不登校対策担当・養護教諭・当該学年主任・担任を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は、直ちに「校内いじめ対策委員会」において情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の意見を求めながら対応する。また、いじめ問題への対応として、人権・特別支援教育・生徒指導に関する校内研修を実施する。

※重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

『重大事態』について

- 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企画した場合等）
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査へ着手）
- 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

いじめの早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、保護者に相談し対応を考え、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した（いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続している。被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない。）後も、保護者と継続的な連絡・面談等を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

6. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のSNSを利用したいじめなどについては、より大人の目にふれにくく、発見しにくいいため、高学年の児童を対象にネットいじめプログラムを開催し、ネット上の

トラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、堺市教育委員会におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、堺市教育委員会の助言や協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺南警察署に通報し、適切に援助を求める。

7. いじめ防止・いじめ事象に関する配慮事項

- (1) いじめにつながる事象は、継続的、不特定多数に対して起こるということを念頭に置いて、継続的できめ細かな指導を行うこと。
- (2) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をすること。
- (4) 被害児童の保護者には、定期的に連絡し、状況を聞き取ること。
- (5) 加害児童の保護者の気持ちもくみ取りながら、話合いの中で、事象の報告に終わったり、子どもに対して叱ったりするだけでなく、「お互い愛情をもって、どうかかわっていくことが、子どもの成長につながるか」ということを共有できるようにすること。
- (6) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (7) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせること。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。(傍観者への対応)
- (8) はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)

8. 相談窓口・関係機関について

<児童生徒のための相談窓口>

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ・学校教育部生徒指導課 | TEL 072-228-7436 |
| ・子ども電話教育相談　こころホーン | TEL 072-270-5561（24時間365日対応） |
| ・面接相談（電話予約） | |
| ソフィア教育相談 | TEL 072-270-8121 |
| ふれあい教育相談 | TEL 072-245-2527 |

<関係機関>

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| ・堺南警察署 | TEL 072-291-1234 |
| ・堺少年サポートセンター　少年育成室（大阪府警察本部少年課） | TEL 072-274-2355 |
| ・子ども相談所 | TEL 072-245-9197 |